

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律  
(クリーンウッド法) の5年後見直しについて

---

**林野庁**

令和5年1月

# 目次

I. クリーンウッド法の5年後見直し	1
II. クリーンウッド法の概要	2
III. 法施行の状況	
(1) 木材関連事業者の意識の変化等	5
(2) 登録木材関連事業者の動向	7
(3) 違法伐採対策に関する各国の動向	9
IV. 合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会	
(1) 検討会の開催	10
(2) 中間とりまとめ	11

# I. クリーンウッド法の5年後見直し

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるほか、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- グレンイーグルスサミット（平成17年）などで違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法が制定。我が国も伊勢志摩サミット（平成28年）で発信すべく、法制定に向けて議論。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に議員立法として成立（平成29年5月施行）。
- 本法の附則において、政府は、施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。

## ■ 法制定に係る経緯

平成17年	グレンイーグルスサミット（英国）	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18年	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20年	洞爺湖サミット  欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記  (米) レイシー法（平成20年） (欧) EU木材規則（平成25年） (豪) 違法伐採禁止法（平成26年）
平成28年	クリーンウッド法成立 伊勢志摩サミット	首脳宣言で違法伐採の根絶への対応を明記

## 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 （平成28年法律第48号）（抜粋）

### 附 則

#### （検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## Ⅱ. クリーンウッド法の概要

### (1) 基本方針等

- 主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣）は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針を定める。（法第3条、第34条）
- 事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。（法第5条）

### (2) 木材関連事業者の判断基準

- 主務大臣は、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき合法性の確認、情報の提供等の措置に関する判断基準を定める。（法第6条）
  - ▶ 第一種木材関連事業者：樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出・販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業等を行う事業者
  - ▶ 第二種木材関連事業者：第一種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

- 「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品をいう（リユース、リサイクル品を除く）（法第2条、施行規則第2条、基本方針二）

#### 【具体的な対象物品】

- 丸太、ひき板、角材、単板、突き板、合板、単板積層材、集成材、木質ペレット、チップ、小片
- 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの
- 木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
- フローリング、木質系セメント板、サイディングボード

- 「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等をいう（法第2条）

- 「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売（消費者に対する販売を除く。）、利用等の事業を行う者をいう（法第2条）

- 木材関連事業者の行う合法性の確認等の措置（判断基準省令）

#### ① 合法性の確認

##### （第一種木材関連事業者の場合）

樹木の所有者又は木材等を輸出する者に対し、樹種・原産地・法令に適合して伐採されたことの証明等に係る書類を提出させ、確認する。合法性の確認ができない場合は、追加の情報収集等を行う。

##### （第二種木材関連事業者の場合）

木材等を譲り受ける際に提供された書類を確認する。

#### ② 情報の提供

木材等を譲り渡す場合は、合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨を記載した書類を提供する。

#### ③ 記録の保存

合法性の確認等に係る記録を5年間保存する。

## Ⅱ. クリーンウッド法の概要（続き）

### （3）登録制度

- 木材関連事業者であって合法性の確認等の措置を確実に講ずるものは、主務大臣が登録した登録実施機関による登録を受けることができる（法第8条、第11条）
- 登録を受けた木材関連事業者は「登録木材関連事業者」の名称を用いることができる（法第13条）
- 登録木材関連事業者は、毎年一回、合法性の確認等の措置の実施状況を登録実施機関に報告する（法第20条、規則第15条）

### （4）指導等

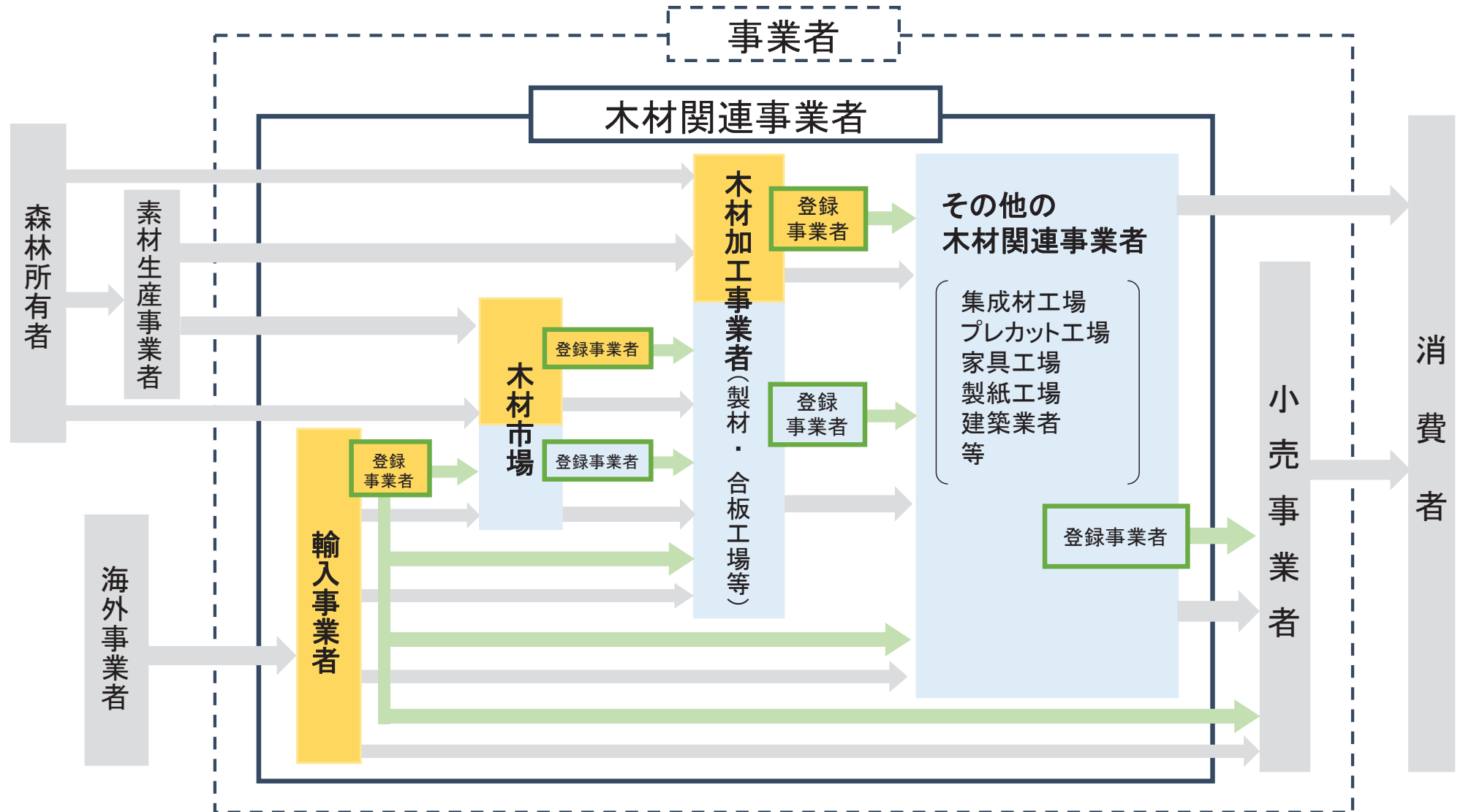
- 主務大臣は、木材関連事業者に対し、必要な指導及び助言、報告徴収及び立入検査を行うことができる（法第7条、第33条）

#### 登録実施機関

- （公財）日本合板検査会
- （公財）日本住宅・木材技術センター
- （一財）日本ガス機器検査協会
- （一社）日本森林技術協会
- （一財）建材試験センター
- （一社）北海道林産物検査会

# (参考) 木材等の流通におけるクリーンウッド法対象事業者

- … 第一種木材関連事業
- … 第二種木材関連事業
- … 登録事業者
- … 合法性確認等の対象外
- … 合法性確認情報あり
- … 合法性関連情報必ずしもなし

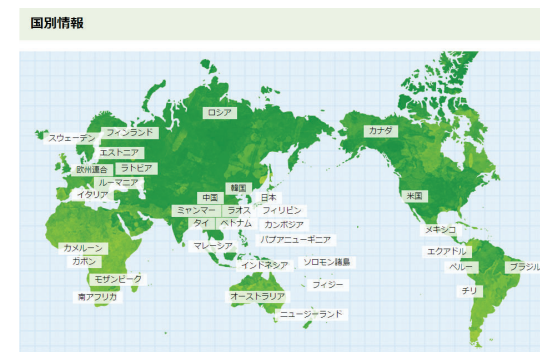


# Ⅲ. 法施行の状況 (1) 木材関連事業者の意識の変化等

○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、林野庁において、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を開設し、クリーンウッド法の概要や主要な木材輸出国等の木材の伐採に関する法令情報等を提供。

○ また、木材関連団体等の協力を得て、一般消費者を含めた普及啓発活動や、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等を実施。

■ 林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」  
(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



- ・ クリーンウッド法の制度解説、登録木材関連事業者に関する登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A、分かりやすい動画等を発信。
- ・ 国別情報として、35の国や地域（令和4年12月現在）について、木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例等を掲載。
- ・ 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。

■ 普及啓発活動等

- ・ 合法伐採木材等の利用を促進するための国・登録実施機関・業界団体等からなる協議会（H29-R3：38回）、一般消費者も参加する展示会等（同58回）、木材関連事業者向けのセミナー（同347回）を開催



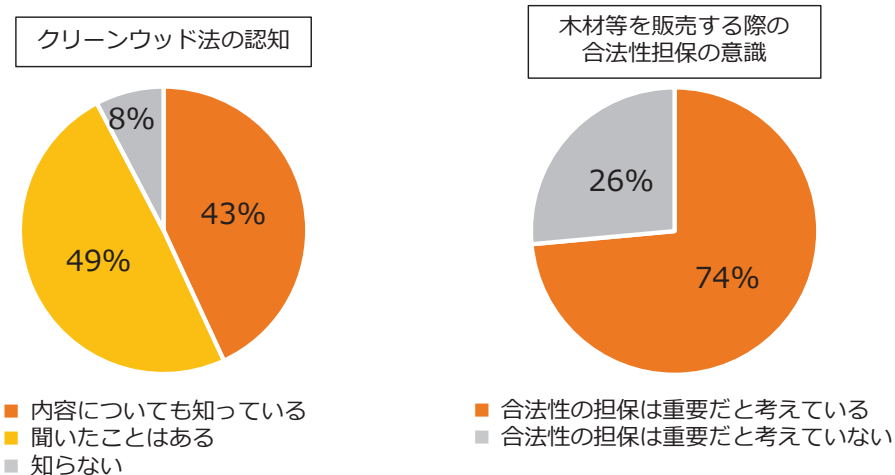
(左) 展示会における普及活動の様子 (令和3年度、東京都)  
(右) 木材関連事業者向けのセミナーの様子 (令和3年度、青森県)



### Ⅲ. 法施行の状況 (1) 木材関連事業者の意識の変化等 (続き)

○ これらもあり、令和3年に実施したアンケートによると、木材関連事業者の約9割がクリーンウッド法を認知しており、約7割が「木材等を販売する際に合法性を担保することが重要」と回答している。

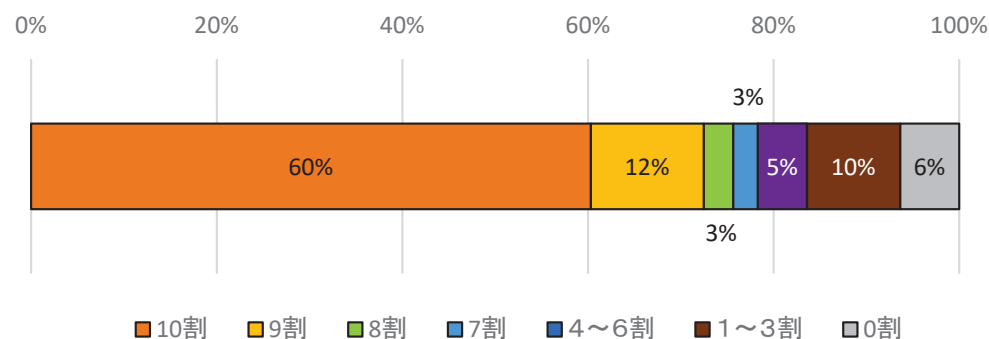
#### ■ クリーンウッド法施行後の木材関連事業者の意識



出典：林野庁「クリーンウッド法定着実態調査（令和3年実施）」

○ 一方、木材関連事業者（第一種）に対するアンケート調査によると、取り扱う木材の全量について合法性を確認できたとする者が約6割にとどまるとともに、その確認方法については伐採届等の行政書類を用いるものから独自の方法まで多様となっている。

#### ■ 合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者



注 国産材の割合。

出典：林野庁「クリーンウッド法定着実態調査（令和3年実施）」



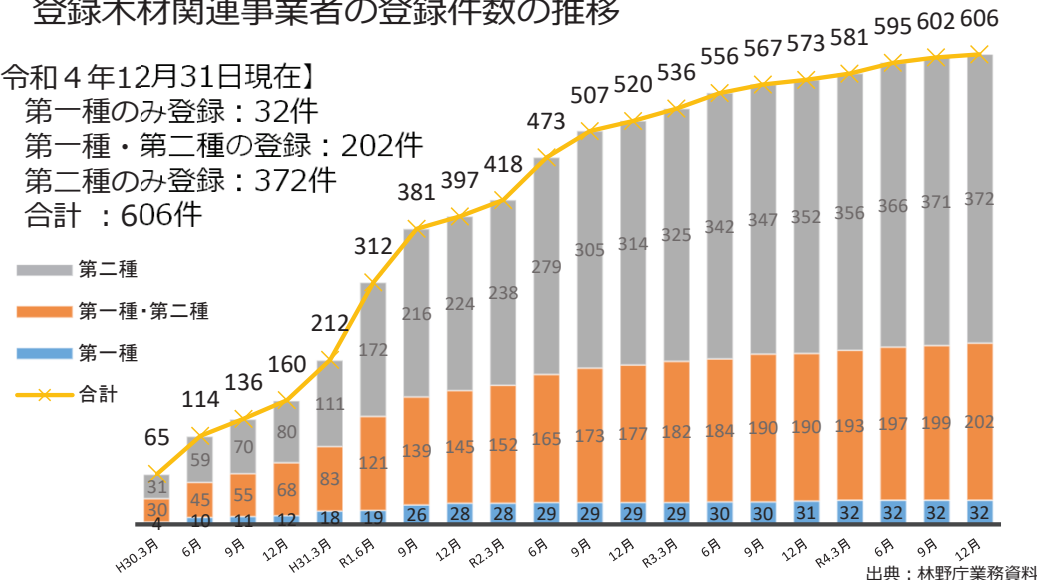
# Ⅲ. 法施行の状況 (2) 登録木材関連事業者の動向

○ 合法性の確認等の措置を確実に講ずる登録木材関連事業者の登録件数は、約600件（令和4年12月末現在）。

## ■ 登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和4年12月31日現在】

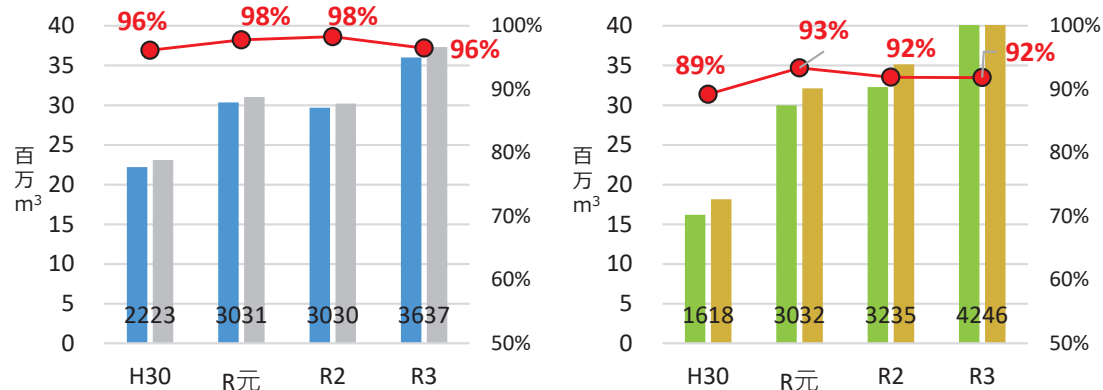
- 第一種のみ登録：32件
- 第一種・第二種の登録：202件
- 第二種のみ登録：372件
- 合計：606件



○ これら登録木材関連事業者の取り扱う木材のうち合法性が確認された木材の割合は、第一種で96%、第二種で92%となっており（令和3年度）、確認を実施した上は、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向がみられる。

## ■ 登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合

- 第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第一種登録木材関連事業者の木材の取扱量
- 第二種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第二種登録木材関連事業者の木材の取扱量



## Ⅲ. 法施行の状況 (2) 登録木材関連事業者の動向

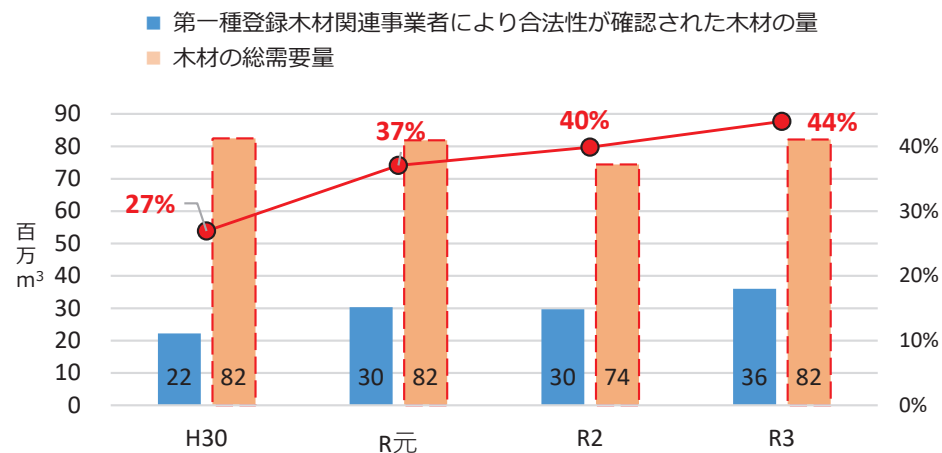
○ 登録木材関連事業者への優遇措置として、補助事業における加点等を講じたこともあり、登録件数は増加してきたものの、近年、伸びは鈍化。

○ また、登録木材関連事業者（第一種）により合法性が確認された木材の量の木材総需要量に対する割合は27%（平成30年度）から44%（令和3年度）に上昇してきたものの、登録件数の伸び悩みに合わせて鈍化。

### ■ 補助事業等における登録木材関連事業者に対する優遇措置の例

- 外構部の木質化対策支援事業（H30～）：登録事業者の助成費を嵩上げ
- JAS構造材実証支援事業（H30～）：3棟目の補助申請を行う場合に登録事業者であることを要件化
- 国有林野事業における販売事業（H30～）及び樹木採取権に係る公募（R2～）：審査において申請者・協定者が登録事業者である場合に加点

### ■ 第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量と木材需要量の比較



注 クリーンウッド法の対象木材と木材需給表の集計範囲が異なるため、合法性が確認された量と総需要量で対象品目は一部異なる。  
注 木材関連事業者の木材の確認及び取扱量は、m・丸太換算した値。

出典：木材需給表、登録木材関連事業者の年度報告とりまとめ結果、林野庁業務資料をもとに林野庁作成

### Ⅲ. 法施行の状況 (3) 違法伐採対策に関する各国の動向

○ 世界的には、G7 関連会合やAPEC林業担当大臣会合において深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、違法伐採も話題となっている。

○ 各国においても、違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動きが見られる。このうち、EU、豪州では、市場における最初の出荷者等に対し、違法伐採のリスクの確認等の義務（デュー・デリジェンス）を課している。

○ こうした中、違法伐採に対する我が国の対応が不十分であると、国際的な非難を受けかねない。

- G7 農業大臣会合 コミュニケ（2022年5月）（抜粋）  
 パラ25 恒常的な森林の喪失は、気候、生物多様性、土壌ひいては、食料安全保障や栄養を脅かす主たるものである。そのため、持続可能な方法で管理された森林において生産され、合法的に収穫された木材製品の消費促進にコミットする。（以下略）
- 第5回 APEC林業担当大臣会合 議長声明（2022年8月）（抜粋）  
 6. 会合では、以下の重要な課題が取り上げられた。  
 c) 各エコノミーにおける効果的な政策の確立と実施、APEC エコノミー間での情報と優良事例の共有、合法的な木材の取引の促進により、違法伐採や関連の取引への対策のための協力関係を強化する。  
 d) 違法伐採対策、EGILAT やその他のイニシアティブへの共同参加を通じて合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進するため、国際機関や民間セクターを含む関係者との協力を更に強化する。

#### ■ 各国の制度

EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EU市場における最初の木材の取扱者を対象</li> <li>• 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス）</li> <li>• デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり</li> </ul>
豪州	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象</li> <li>• 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス）</li> <li>• デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象</li> <li>• 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す</li> <li>• 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 木材輸入業者を対象</li> <li>• 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中</li> </ul>
N Z	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中</li> </ul>

# IV. 合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会 (1) 検討会の開催

○ 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、令和3年9月に学識関係者や業界関係者等から成る検討会を開催。

○ 木材関連団体やNGO等に対するヒアリング等を実施しつつ議論を重ね、令和4年4月に「中間とりまとめ」を整理。

## ■ 委員

青木 富三雄	(一般社団法人住宅生産団体連合会)
岡田 清隆	(日本木材輸入協会)
久保山 裕史	(国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所)
立花 敏(座長)	(国立大学法人筑波大学)
塚本 愛子	(公益財団法人高知県のいち動物公園協会)
飛山 龍一	(全国森林組合連合会)
松田 俊一	(一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会)
森田 一行	(一般社団法人全国木材組合連合会)

(敬称略、50音順、所属は当時のもの)

## ■ 開催状況(令和3年9月~令和4年3月)

【第1回】R3年9月29日	検討会メンバーからの話題提供(1)
【第2回】10月11日	検討会メンバーからの話題提供(2)
【第3回】10月25日	NGO等からのヒアリング(認定NPO法人 FoE Japan、(公財)世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)) 登録実施機関との意見交換概要報告
【第4回】11月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング①((一社)全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、国産材製材協会、日本集成材工業協同組合)
【第5回】11月29日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング②(日本合板商業組合、(一社)全国建具組合連合会、(一社)日本建設業連合会、日本製紙連合会、(一社)日本型枠工事業協会、全国建設労働組合総連合)
【第6回】12月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング③((一社)日本家具産業振興会、(一社)日本木材輸出振興協会) 素材生産事業者等への調査報告
【第7回】R4年1月13日	これまでの議論の振り返り
【第8回】3月2日	とりまとめの議論

# IV. 合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会 (2) 中間とりまとめ

- 中間とりまとめにおいては、クリーンウッド法の意義・評価として、
  - ・ 木材関連事業者が合法性確認に取り組む意識の向上
  - ・ 登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の取扱量の増加
 など、一定の成果があったとした上で、次のような方向性を指摘。

ア 国内市場における木材流通の最初の段階での対応を強化するため、第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。

国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。

イ 川中・川下の事業者や消費者から合法性に関する情報を求めていけるよう、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。

ウ 木材関連事業者が合法性の確認を行う際、内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。

エ 政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。

オ 木材関連事業者の負担を軽減すべき。

## ■ 合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会「中間とりまとめ」の概要

主な課題	実効性確保に向けた今後の方向性
① 制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分	<制度への参加者の拡大> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。</li> <li>・ 第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。</li> <li>・ 消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。</li> </ul>
② 流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要	<国内市場における木材流通の最初の段階での対応> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。</li> <li>・ 輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。</li> <li>・ 国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。</li> </ul> <流通のその他の段階（川中・川下）での対応> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。</li> <li>・ 川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。</li> </ul> <リスクを踏まえたメリハリのある対応> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。</li> <li>・ 国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。</li> </ul>
③ 事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭	<合法性確認の手法の明確化> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。</li> </ul> <合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。</li> <li>・ 最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。</li> </ul>
④ 業界団体やNGO等との連携が必要	<CW法の執行等の仕組み> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。</li> <li>・ 業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。</li> </ul>
⑤ 木材関連事業者の負担への配慮が必要	<類似制度との整理> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。</li> </ul> <デジタル技術の活用等> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。</li> </ul>



# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の5年後見直しについて(とりまとめ)

令和4年12月  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省

## 1. 見直しの方向性（全般）について

違法伐採の根絶は世界の潮流であり、来年のG7サミットに向け、違法伐採問題に厳正に対処し、合法伐採木材等のみが流通する世界にしていく。

一方、我が国の木材自給率が50%に満たず、また、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材等が全体の40%といった状況を踏まえ、木材等の安定供給に支障をきたすことのないようにする必要があるため、ロードマップを策定し、国産材の供給拡大等の取組を進めつつ、違法伐採対策の強化に取り組む。

このため、川上・水際の木材関連事業者が合法性確認等（デュー・デリジェンス）に確実に取り組むよう義務付けるとともに、違法伐採木材は取り扱わないことを明確にすること等とし、関係省庁と連携して必要な法律改正案を次期通常国会に提出する。

改正法は一定の周知期間を設けた上で施行し、施行後3年を目途に、木材関連事業者による合法性確認等の実施状況及び合法伐採木材等の流通等の状況を踏まえ、検証する。

## 2. 木材関連事業者の合法性確認について

- (1) 違法伐採対策を講ずるに当たっては、国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、国産材及び輸入材のいずれについても、第一種木材関連事業者による合法性確認、情報提供及び記録保存を義務付ける。また、違法伐採木材は取り扱わないことを明確化する。

これに併せて、現行の第一種木材関連事業者の登録制度は廃止する。

- (2) 第一種木材関連事業者が合法性確認を円滑に行えるよう、国内の素材生産事業者等に対し、第一種木材関連事業者からの求めに応じて、伐採届等の情報提供を行うことを義務付ける。

- (3) 合法性確認等の義務違反に対しては、直罰ではなく勧告なども含めた仕組みとする。
- (4) 第二種木材関連事業者については、現行通り、合法性確認等の義務付けは行わず、合法性確認等を確実にを行う者の登録制度を維持する。
- (5) 合法性確認等の取組が消費者まで伝わるよう、「小売事業者」を第二種木材関連事業者に追加する。
- (6) 対象となる木材等の範囲や合法性確認等の方法等、クリーンウッド法とグリーン購入法の間で異なる内容について整理する。
- (7) 木材関連事業者に対し、令和4年9月に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づく取組を促進すべく、周知・啓発活動を推進していく。  
クリーンウッド法においても、人権尊重を基本方針に位置付ける等により、ガイドラインに基づく取組を推進する。

### 3. 合法伐採木材の安定供給について

- (1) 森林・林業基本計画に基づき、林業の担い手の育成・確保、施業集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入、川上と川中の安定供給協定の締結、木材加工流通施設の整備等の施策を推進することにより、国産材の供給増加に取り組む。
- (2) 国内の素材生産事業者等に対し、第一種木材関連事業者からの求めに応じて、伐採届等の情報提供を行うことを義務付ける。
- (3) 国産材の供給増加まで一定程度時間を要することを考慮すれば、輸入材等について輸入事業者が合法性確認を円滑に行えるよう、諸外国の政府機関等に対する合法伐採に係る許可証の発行の働きかけ、合法性確認に活用可能な各国の書類等の調査等を実施する。

### 4. 事業者の負担軽減について

- (1) 合法性確認等について、木材関連事業者が分かりやすく取り組めるよう、事業者向けの研修の実施、フローチャートやチェックリストの作成、電子的に手続が行えるシステムの構築、相談窓口の強化等を行う。
- (2) クリーンウッド法の合法性確認等に当たっては、グリーン購入法の林野庁ガイドラインの取組を活用できることとするとともに、両方の仕組みの間で異なる内容について整理する。



- (3) 政府は、これまで以上に伐採国の違法伐採リスクなどについての情報収集に努め、分かりやすく木材関連事業者等に提供する。

## 5. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて

- (1) 国民に対し、セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信に取り組む。
- (2) 第二種木材関連事業者に「小売事業者」を追加し、消費者に対して、登録事業者であることのPRや合法性確認に係る情報提供が行えるよう措置する。
- (3) 予算事業での加点、優良事業者の公表やマーク付けなど、制度に取り組む木材関連事業者へのメリット措置を講ずる。

## 6. 政府による実施状況の把握について

一定規模以上の第一種木材関連事業者から合法性確認等の実施状況について定期的に報告を聴取すること、合法伐採木材の流通等に係る調査の実施、地方公共団体への協力要請などにより、政府として監督していく体制を整備する。

# クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

